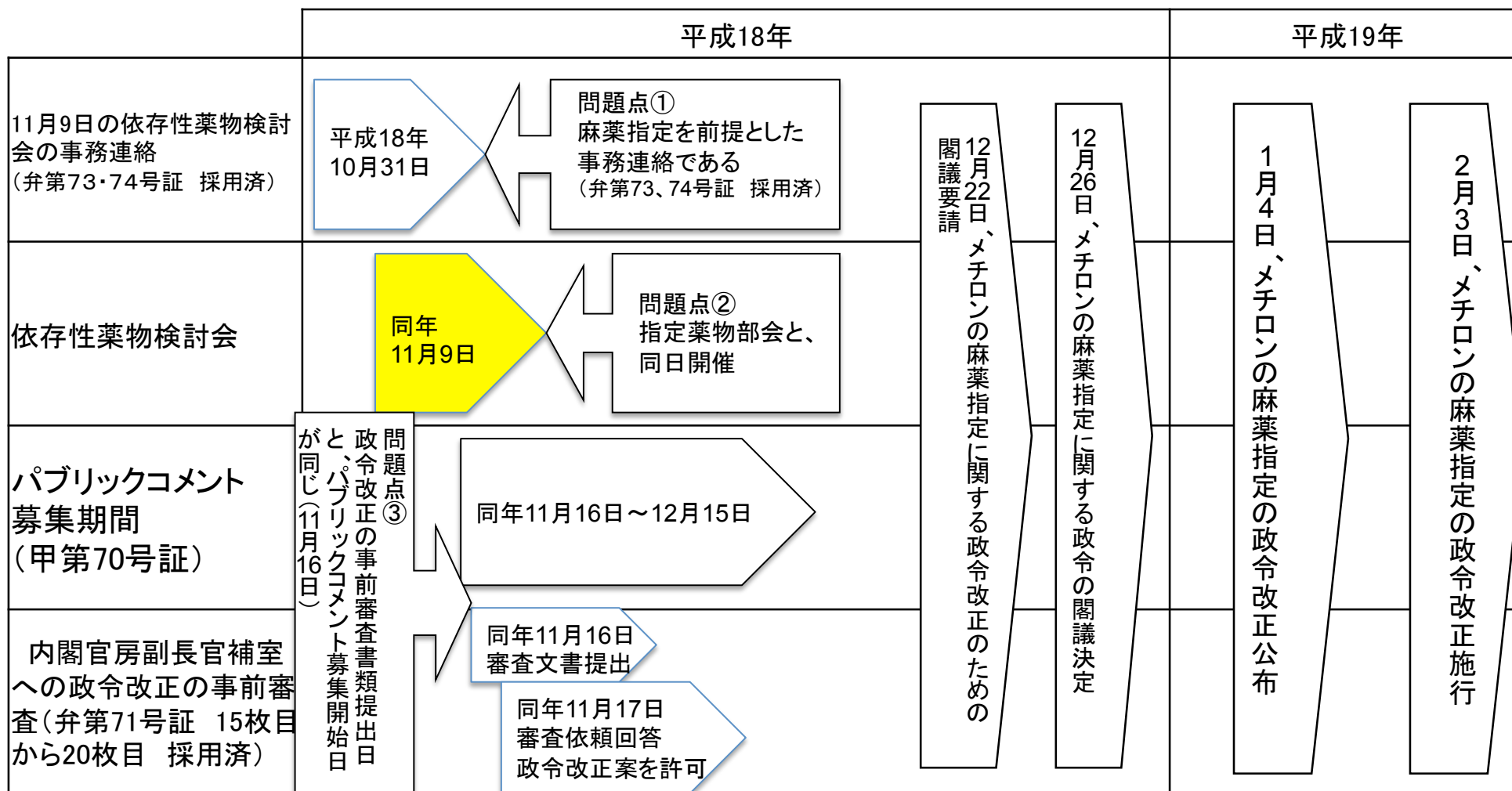
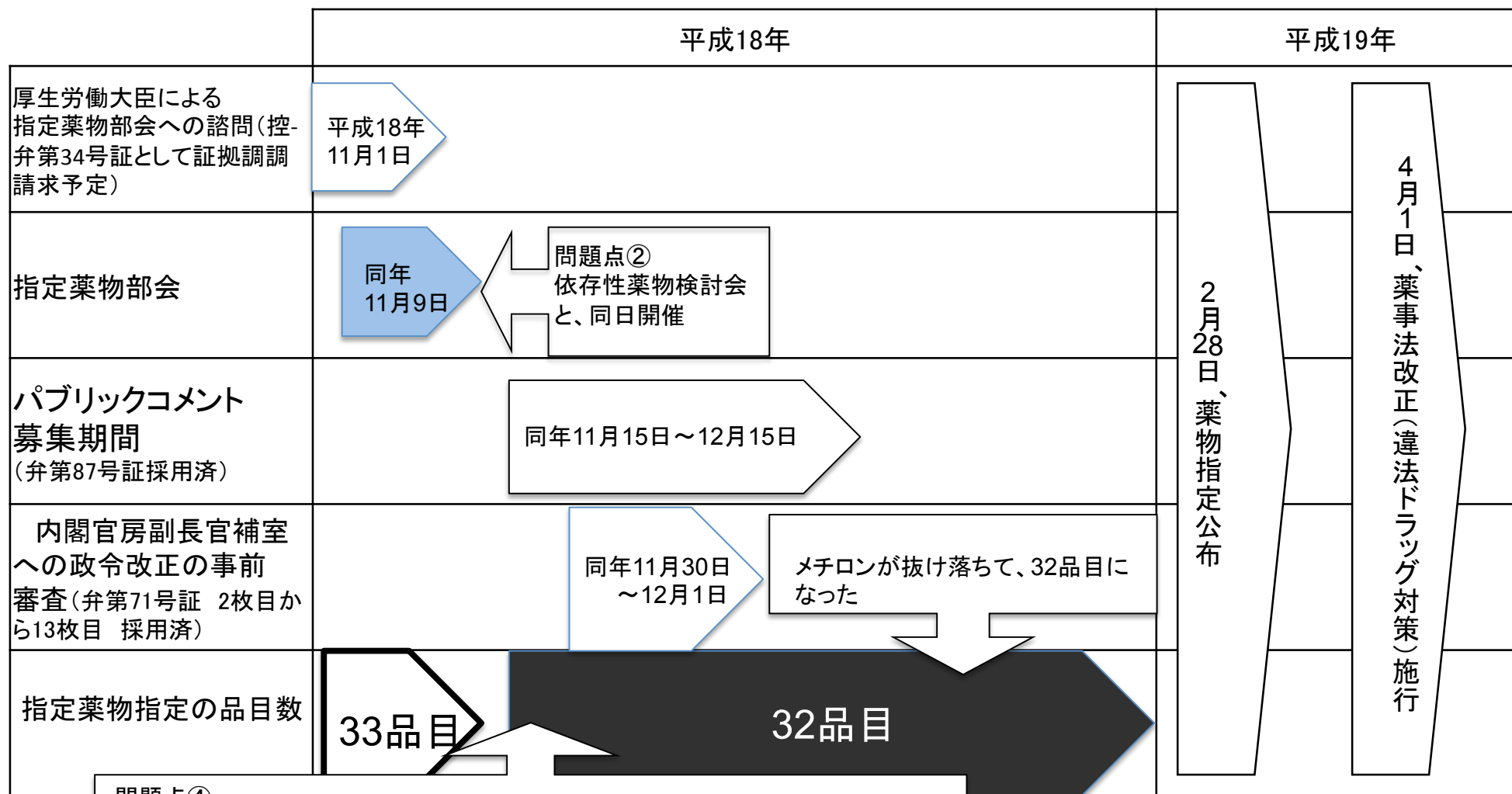


「図表1 メチロン麻薬指定のプロセスと指定薬物指定のプロセス」

# (1) メチロン麻薬指定の流れ



## (2) メチロン指定薬物指定の流れ

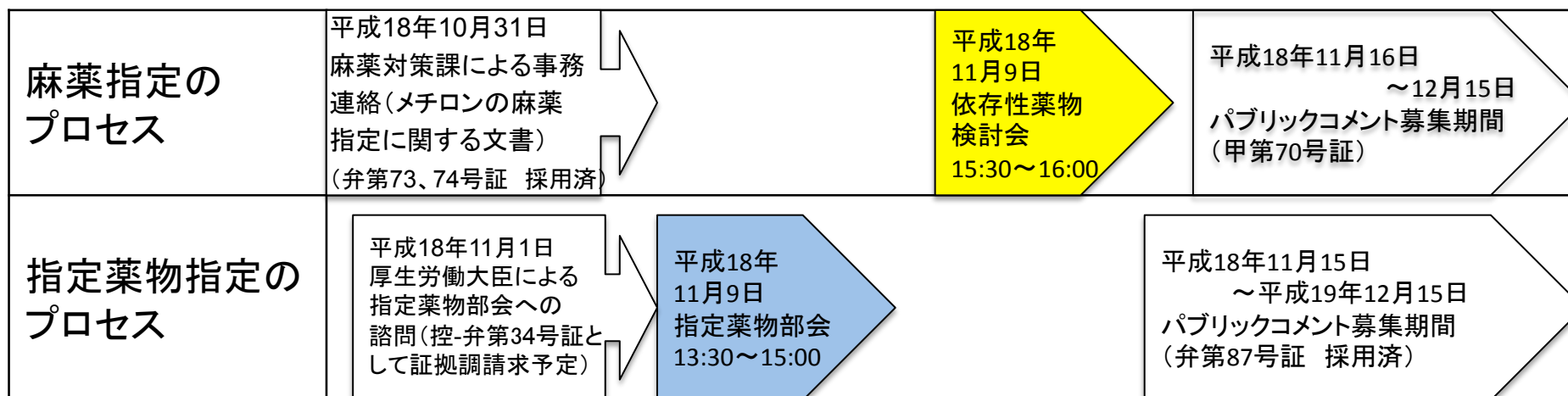


問題点④  
品目数が、いつどこで誰によって、どのようなプロセスで変更されたか不明

### (3) 指定薬物指定と麻薬指定のプロセスにおける問題点①

#### 問題点①

11月1日の厚生労働大臣の諮問(控-弁第34号証として証拠調請求予定)に先立ち、10月31日に麻薬対策課からメチロンを麻薬指定することを「検討する」旨を伝える文書(弁73, 74号証採用済)が依存性薬物検討会委員に出されている!?

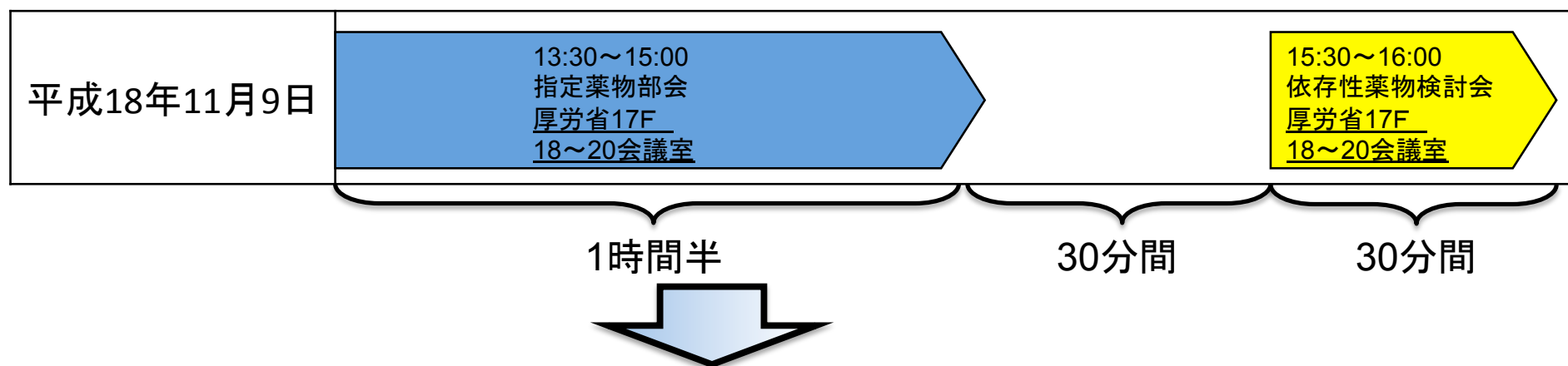


厚生労働省は、メチロンの「麻薬指定」を前提に動いていることが分かる。指定薬物部会によるメチロンの指定薬物指定や、パブリックコメント募集は、単に体裁を整えるためだけに行なわれている。然るべき手順を勝手に変えるのは、一般的な市民感覚からすると「適正な手続」とはみなせない。

### (3) 指定薬物指定と麻薬指定のプロセスにおける問題点②

#### 問題点②

指定薬物部会と依存性薬物検討会は、同日、同所、同資料にて開催されている！？



平成17年の「指定薬物部会議事録」には、麻薬指定においては、指定薬物部会で薬物指定された後、麻薬指定に向けた議論が行なわなければならない。「(指定薬物指定後にさらに麻薬指定するためには)少なくとも1~2年を要する」ことについては、「第6回脱法ドラッグ対策のあり方に関する検討会議事録」(控弁第33号証として証拠調請求予定)に、より明確に記されている。

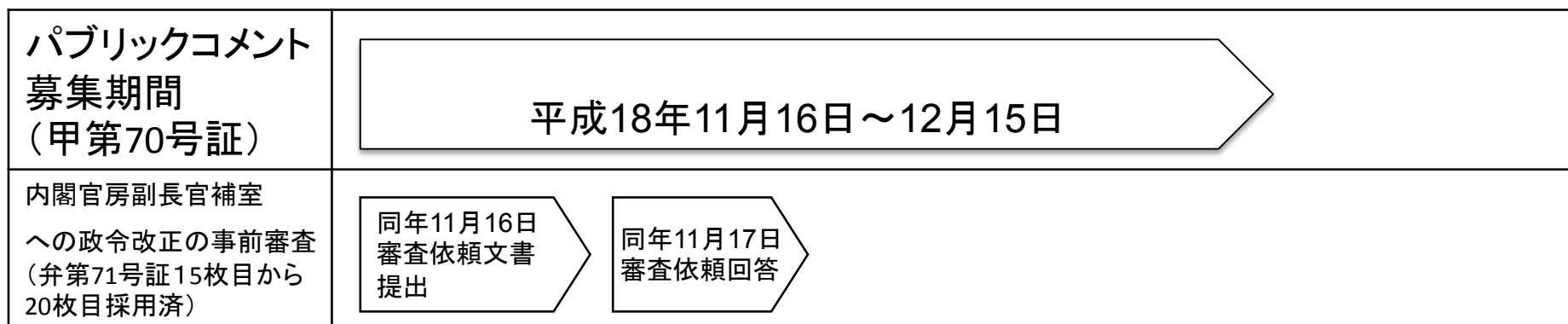
メチロンの麻薬指定においては、このプロセスがまったく無視されていることがわかる。

また、両会とも客観的データに乏しい「舩田報告書」を根拠としており、関わった委員もほぼ同一人物である。

### (3) 指定薬物指定と麻薬指定のプロセスにおける問題点③

#### 問題点③-1

メチロン麻薬指定のパブリックコメントの公募開始日と、メチロン麻薬指定の政令改正の審査書類提出日が同日！？





パブリックコメント募集をかけると同時に、政令改正の事前審査を申請しており、パブリックコメントとは無関係に麻薬指定を進めようとしていたことがわかる。審査申請に添えられた資料はパブリックコメントの「結果」では当然なく、パブリックコメント募集時の意見公募案である。(甲第70号証)  
これは、行政手続法39条の「命令制定機関は、命令等を定めようとするときに、広く一般の意見を求めなければならない」という部分に違反している。厚労省は上記39条の意味を、「定めようとする」と「意見を公募する(し始める)」ことと同時に行えばそれでよい、と勘違いしたのであろうが、意見公募の結果を待って政令改正の許可を求める審査を申請するのが、「適正な手続き」というものだ。政令の白紙委任を受任するに足る能力が、厚労省には決定的に不足していることが明白である。

### (3) 指定薬物指定と麻薬指定のプロセスにおける問題点③

#### 問題点③-2

麻薬指定のパブリックコメントに際し、「メチロン」という通称をわざと用いず、「2-メチルアミノ-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-1-オン」という化学名を用いた！？

麻薬指定の パブリックコメント	「2-メチルアミノ-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-1-オン」という化学名のみを使用	 <p>麻薬指定のパブリックコメントにおいて、「2-メチルアミノ-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-1-オン」を検索しようとしても、「全角」、「半角」を間違っただけで、一切ヒットしない。また、この化学名の表記法は不正確というわけではないが、国際的な標準であるIUPAC(アイユーパック)法に基づいていない。被告人がメチロンを購入したオランダの通販サイトでは、メチロンのIUPAC表記法による化学名「1-(2H-1,3-benzodioxol-5-yl)-2-(methylamino)propan-1-one」が用いられている(甲第7号証)。</p>
指定薬物指定の パブリックコメント	「メチロン」という通称と、「2-メチルアミノ-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-1-オン」という化学名を併用	



厚生労働省が、ほぼ同時期に行なわれた「麻薬指定」と「指定物指定」のパブリックコメントで、わざわざ異なる名称を用いたのは、メチロンの「麻薬指定」を一般人に分からないように巧妙に隠蔽するためであろう。

### (3) 指定薬物指定と麻薬指定のプロセスにおける問題点④

#### 問題点④-1

メチロンは、正式な手続きを踏むことなく、指定薬物リストから除外されている！？

指定薬物部会	平成18年 11月9日
パブリックコメント	同年11月15日～12月15日
内閣官房副長官補室 への省令改正の事前 審査(弁第71号証1～14 枚目 採用済)	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div>同年11月30日 審査依頼文書提出</div> <div>同年12月1日 審査依頼回答。 省令改正案を 許可。</div> </div>
指定薬物指定の 品目数	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center;">33品目</div> <div style="text-align: center;">↑</div> <div style="background-color: black; color: white; padding: 5px; text-align: center;">32品目</div> </div> <p>必要な手続きを経ることなく、メチロンだけが勝手に除外された指定薬物指定のリストをもって、内閣官房補室へ省令改正の審査を依頼した。パブリックコメント結果も反映されていない。</p>



### (3) 指定薬物指定と麻薬指定のプロセスにおける問題点④

#### 問題点④-2

メチロンは、正式な手続きを踏むことなく、指定薬物リストから除外されている！？

審議会とは？

「国家行政組織法8条」に定められた行政機関や民間の組織に設けられる「合議制」の諮問機関である。



「審議会」である「指定薬物部会」も、当然ながら「合議制」で運営されている。



しかし、「合議」によらずに、メチロンは指定薬物リストから除外されている。



「合議」によらずに決定された指定薬物指定など「無効」である。

### (3) 指定薬物指定と麻薬指定のプロセスにおける問題点④

#### 問題点④-3

メチロンは、正式な手続きを踏むことなく、指定薬物リストから除外されている！？

私的諮問機関  
とは？

「審議会」とは異なり、設置に「法的根拠」を持たない。しかし、場合によっては、「審議会」以上に大きな影響力を有している。



「私的諮問機関」である「依存性薬物検討会」も、当然ながら「法的な根拠は持たない」。



ということは、指定薬物リストからも外れたメチロンは、「麻薬指定」されるための「法的な根拠は持たない」ということになる。



指定薬物部会が犯した「手続き違反」は、メチロンの「麻薬指定」の根拠をも脅かす重大な問題なのである。